

農中信託銀行の

遺産整理業務

ご 案 内



農中信託銀行



目次

- 農中信託銀行の信託代理店 … 2
- 協議による遺産分割 …………… 3
- 遺産整理業務のしくみ …………… 5
- 費用 …………… 7
- 手続きに必要な主な書類一覧 …… 8
- 相続に関する法律 …………… 9
- 相続にともなう主な手続き …… 10

はじめに

相続手続きでお困りの お客さまへ

遺産相続の手続きは、専門的な知識と多くの時間を要するものです。

ご親族は悲しみにくれるなか、大切な遺産をどのように分割し、どのように相続したらよいかなど、さまざまな相続手続きに対応しなければなりません。

また、遺産を分割するにあたっては、納税の問題も考慮する必要があります。

農中信託銀行の「遺産整理業務」は、このように煩雑で時間のかかる相続手続きについて、相続人のみなさまのお手伝いを行います。

確かな知識と経験を持つ農中信託銀行へ、ぜひともご相談ください。

**遺産整理業務は、
このようなお客さまにお勧めします。**

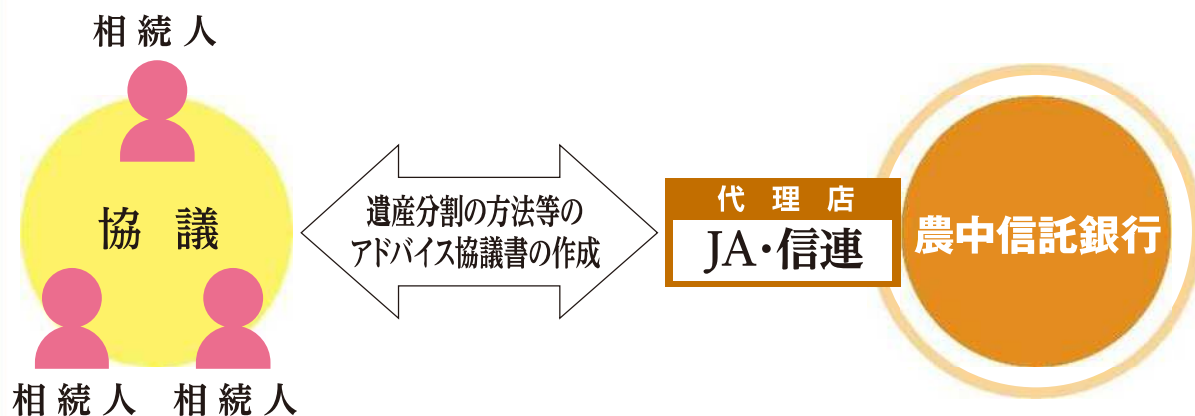
- 相続手続きが煩雑で何から手をつけてよいかわからない方
- ご多忙で遺産の名義変更などの手続きができない方
- 慣れない相続手続きにお困りの方
- 取引金融機関が多い方
- 相続人同士が近くに住んでいない方

農中信託銀行の遺言信託代理店

みなさまに代わって
相続のお手続きをいたします。

身近なJA・信連※が代理店となっています。
まずは代理店にご相談ください。

「財産目録の作成」、「みなさまで合意された遺産分割協議書の文書化」、「各種財産の名義変更」など複雑で手間のかかるお手続きを承ります。相続のしくみについての一般的なアドバイスや各種参考資料の提供もいたします。



※信連は信用農業協同組合連合会の略称です。
※代理店とは、農中信託銀行と遺言信託代理店
契約を結んだJA・信連をいいます。

協議による遺産分割

遺言書がない場合、相続財産をどのように分割するかは相続人全員で協議して決めることになります。このときに遺産分割協議書を作成します。



①遺産の範囲・財産の確定

「分割の対象となる財産はどれか」「この財産の価格はいくらか」ということを確定させなければなりません。

②特別受益・寄与分の調整

特別受益や寄与分については遺産分割協議の際に、考慮されることもあります。

③分割協議とその合意

遺産の全容が確定した段階で相続人のみなさまで遺産の分割協議を行います。具体的に誰が何を取得し、負担するかなどについて、相続人全員の合意が必要となります。

④遺産分割協議書の作成

協議の結果を書面にし、各相続人が署名を行い実印を押印し、法的に有効な遺産分割協議書を作成します。

(注)相続人が未成年者等の場合には特別代理人の選任手続きが必要な場合があります。

遺産分割協議書の例

遺産分割協議書

被相続人 農協太郎(●●●年○月○日死亡)の遺産について、同人の相続人全員において分割協議を行った結果、次のとおり遺産を分割し取得することに決定した。

1 相続人 農協稲子が取得する遺産

(1) 土地 (自宅)

所 在 ○○市○○町○丁目
地 番 ○番○
地 目 宅地
地 積 1210.00 m²

(2) 建物 (自宅)

所 在 地 ○○市○○町○丁目○番地
家屋番号 ○番○
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階150.00 m² 2階149.00 m²

(3) 上記建物内に存する家財一式

(4) ○○農業協同組合○○支店 定期貯金 番号○○ 額面金額 2,000万円

2 相続人 農協一郎が取得する遺産

(1) 土地 (農地)

所 在 ○○市○○町○丁目
地 番 ○番○
地 目 田
地 積 1100 m²

(2) 土地 (農地)

所 在 ○○市○○町○丁目
地 番 ○番○

○○農業協同組合○○支店 定期貯金 番号○○ 額面金額 1,000万円

○○銀行○○支店 定期貯金 番号○○ 額面金額 100万円

ゆうちょ銀行 定額貯金 現在残高 1,000万円

4 相続人 田花康子が取得する遺産

○○農業協同組合○○支店 定期貯金 番号○○ 額面金額 1,000万円

5 本協議書に記載なき遺産および後日判明した遺産は、相続人 農協稲子が取得する。

6 相続人 農協一郎は、被相続人 農協太郎の借入金その他の債務および葬儀費用の一切を負担する。
上記のとおり、相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証明するため本書を作成し署名押印のうえ各自1通を保有する。

●●●年○月○日

○○県○○市○○町○丁目○番○号 農協稲子 **実印**

○○県○○市○○町○丁目○番○号 農協一郎 **実印**

○○県○○市○○町○丁目○番○号 農協次郎 **実印**

○○県○○市○○町○丁目○番○号 田花康子 **実印**

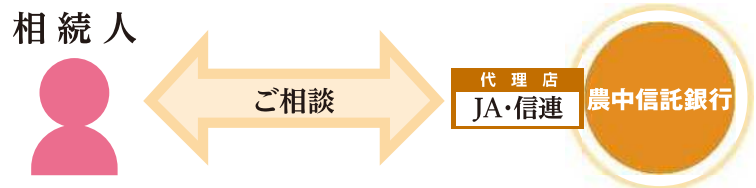
遺産整理業務のしくみ

協議による遺産分割

代理店とは：農中信託銀行と遺言信託代理店契約を結んだJA・信連

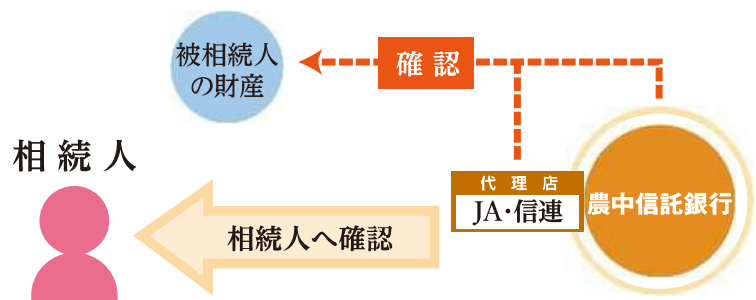
① ご相談受け付け

相続人の状況、遺産の概要、遺言の有無をお聞きして、遺産整理に関する方針をご相談させていただきます。遺産整理業務および分割協議のスケジュールや相続手続き等で早急に必要となる書類等についてアドバイスいたします。



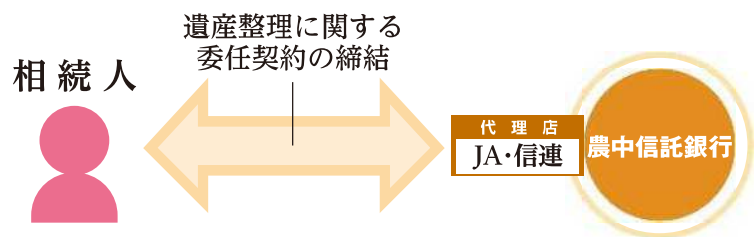
② 相続人および遺産の確認

相続人のみなさまから、相続開始前の財産の動きと相続開始時の財産の状況をお聞きし、遺産の内容について確認させていただきます。お客さまのご要望により、税理士や司法書士もご紹介します。



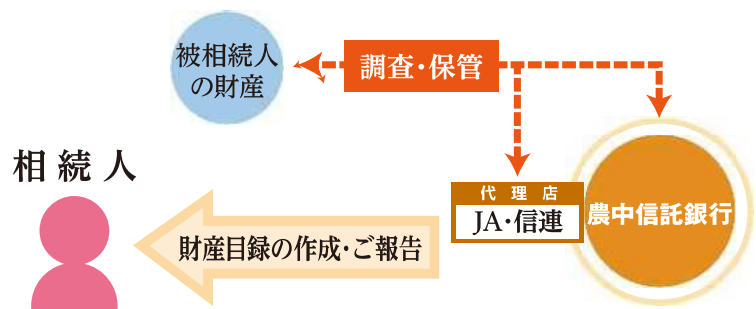
③ 委任のご契約

相続人のみなさまと農中信託銀行との間で、遺産整理に関する委任契約を締結いたします。ご契約の際、相続人代表を決めていただき、遺産整理実施のためのご連絡の窓口になっていただきます。



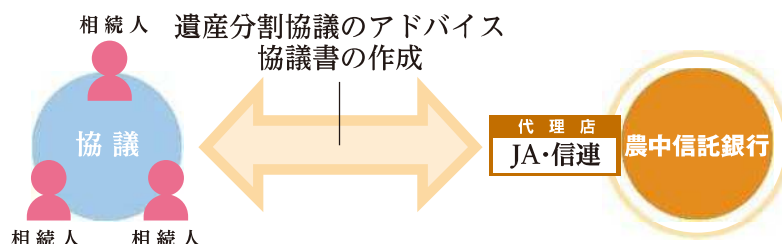
④ 財産目録の作成・ご報告

通帳、証書、権利証、契約書等を財産確認や名義変更手続きのために農中信託銀行がお預かりいたします。遺産の調査や必要な資料収集を行い、「財産目録」を作成しご報告いたします。



5 遺産分割協議書の作成

遺産の全容が確定した段階で相続人のみなさまで遺産の分割協議をおこなっていただきます。相続人全員が合意されたところで、農中信託銀行が遺産分割協議の結果を文書にいたします。



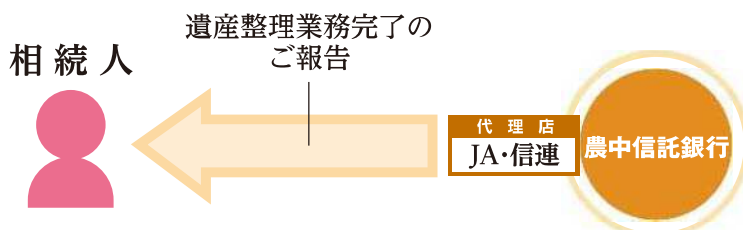
6 遺産分割手続きの実施

遺産分割協議書に基づき、預貯金・株式の名義書換え、換金処分や不動産の所有権移転登記等を行い、遺産のお引き渡しなど分割手続きをいたします。



7 遺産整理業務完了のご報告

遺産整理業務の完了にともない、「遺産整理手続き完了報告書」を作成し、相続人のみなさまに交付いたします。



「遺言執行履行補助」について

- 「遺言執行履行補助」とは、遺言執行者が指定されている公正証書遺言がある場合に、遺言執行に関する手続きのお手伝いをさせていただくサービスです。
- 原則として、遺言執行者のご契約となります。くわしくは農中信託銀行担当者へおたずねください。
(ご留意事項)
- 遺言書に遺言執行者の指定があること、もしくは遺言執行者選任の申立が適切になされる予定があることが前提となります。
- 実現が困難な遺言等ではないこと、相続人、受遺者の協力が得られること、また遺言解釈に疑義がないことが必要となります。
- 遺言書の記載のみに基づき、全ての財産について、換金・名義変更等、遺言執行手続きが可能であることが必要となります。
- 一部の財産のみを対象とした遺言の場合、遺言書記載以外の財産は業務対象外となります(他の財産の分割協議に与える影響について農中信託銀行は責任を負いません)。
- 遺言執行者の方が、執行者として役割・職務を十分に理解していただいていることが必要となります。
- 農中信託銀行が作成する諸表・書類は相続人全員に送付されますことを事前に了解していただくことが必要となります。

費用

遺産整理業務に関する費用等のご案内

●手続き完了時

・遺産整理手数料として

相続税評価額による遺産整理対象財産額に次の区分および財産の価格に応じた料率を各々乗じて算出した額(円未満切捨て)の合計額(千円未満切捨て)に1.10を乗じた額(消費税等10%込み)

- | | |
|--|------|
| ①農中信託銀行およびJA・信連・農林中央金庫にお預け入れ
またはお取扱いの預貯金、投資信託、国債、金融債券、出資金、
建物更生共済等の共済契約等に対して | 0.3% |
| ②その他の財産に対して(消極財産を含みません) | |
| 5,000万円以下の部分 | 2.0% |
| 5,000万円超1億円以下の部分 | 1.5% |
| 1億円超2億円以下の部分 | 1.0% |
| 2億円超3億円以下の部分 | 0.8% |
| 3億円超5億円以下の部分 | 0.6% |
| 5億円超10億円以下の部分 | 0.5% |
| 10億円超の部分 | 0.3% |

※遺産整理手数料の最低手数料額は、1,100,000円(消費税等10%込み)とさせていただきます。

●その他の諸費用

- | | |
|------------------|------------------------|
| ①戸籍謄本等お取り寄せ費用 | ③預貯金等残高証明書交付手数料 |
| ②不動産相続登記等名義変更の費用 | ④相続税申告等にかかる税理士報酬
など |

農中信託銀行は責任をもって相続人のみなさまのお手伝いをいたします。
ご相談の内容につきましては秘密を厳守いたします。

手続きに必要な主な書類一覧

必要書類	入手先
<被相続人関係>	
除籍謄本(出生日以降全て)	本籍地の市区町村役場
改製原戸籍謄本	被相続人の父母の本籍地の市区町村役場
住民票除票、戸籍の附票	相続開始時の住所の市区町村役場
<相続人関係>	
戸籍謄本(全部事項証明書)	本籍地の市区町村役場
印鑑証明書	住民登録地の市区町村役場
住民票	住民登録地の市区町村役場
<不動産>	
登記識別情報通知書	
不動産登記簿謄本(登記事項証明書)	所在地の法務局登記所
土地の図面(公図)	所在地の法務局登記所
土地・建物固定資産税評価証明書、名寄帳	所在地の市区町村役場
不動産賃貸借契約書	
<金融資産>	
預貯金残高証明書(含、既経過利息計算書)	JA、銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行等
債券の残高証明書(取引報告書)	発行機関等
株式保管証明書(株式等の明細書)	証券会社、証券代行機関等
<共済(保険)等>	
生命共済(保険)金支払い明細書	JA・保険会社等
共済(保険)名義変更等請求書	JA・保険会社等
<その他財産>	
ゴルフ会員権	
未収年金の明細、退職金支払明細書	
<債務>	
借入金明細書	JA等借入金金融機関
未払い金の明細	公租公課請求書等
葬儀費用の明細	JA・葬儀社等

相続に関する法律

法定相続とは

① 法定相続人と法定相続割合

遺言がある場合はその指定に基づいて相続人に遺産は分割されますが、遺言がない場合には相続人の共同相続となり、遺産分割協議が必要です。その場合には、民法で定められた相続人とその相続割合の規定が基準となります。法定相続人の範囲と順位、法定相続の割合は左下の図のように決められています。

ただし、民法では相続の公平を期すために、以下のような制度が設けられています。

② 特別受益

遺贈、婚姻・養子縁組のための持参金、または生計の資本としての生前贈与などは遺産分割に際し調整されることになっています。

③ 寄与分

被相続人の財産の維持・形成に特別に寄与した人は相続人全員の協議を経たうえで、寄与分として遺産の中から相当分を取得することもできます。

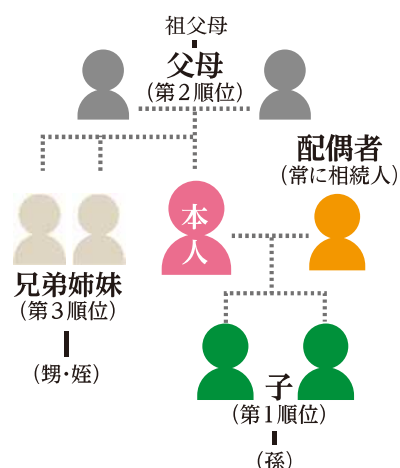
④ 特別寄与料

相続人以外の親族(例：子の配偶者)は、被相続人の介護等を行っても、従来は相続人ではないため、相続財産を取得することはできませんでしたが、民法改正により、その施行日(2019年(令和元年)7月1日)以降に開始した相続に関しては、一定の要件のもとで相続人に対して金銭の要求をすることができるようになりました。

⑤ 遺留分

相続人が当然取得できるものとして、民法が保障している最低限度の相続分を「遺留分」といいます。生前贈与・遺言でこの遺留分を侵害してもその贈与・遺言は無効とはなりません。侵害された相続人は侵害した他の相続人などに対し、その侵害された部分を請求できます。遺留分を侵害された場合、従来は原則現物での返還を請求せざるを得ませんでしたが、民法改正により、その施行日(2019年(令和元年)7月1日)以降に開始した相続に関しては、遺留分侵害額に相当する金銭を請求することになりました。遺留分の具体的な割合は下表をご覧ください。

● 法定相続人の範囲と順位



● 法定相続分と遺留分の割合 (相続財産に対する割合)

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者のみ	全部	1/2
配偶者と子	各1/2	各1/4
配偶者と直系尊属	(配偶者) 2/3	1/3
	(直系尊属) 1/3	1/6
配偶者と兄弟姉妹	(配偶者) 3/4	1/2
	(兄弟姉妹) 1/4	なし
子のみ	全部	1/2
直系尊属のみ	全部	1/3
兄弟姉妹のみ	全部	なし

※実子と養子の相続分は同じとなります。

相続にともなう主な手続き

●遺言書がない場合、相続の開始後、次のようなお手続きが必要になります。

葬 祭	相 続 手 続 き	税 金 ・ 法 律
相続の開始(死亡届の提出)		
1 か 月 以 内	<ul style="list-style-type: none"> ●通夜・葬儀 ●初七日法要 	<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍(除籍)謄本の取り寄せ ●国民年金切り替えなど ●社会保険などへの埋葬料の請求 ●健康保険の切り替え
3 か 月	<ul style="list-style-type: none"> ●香典返し ●四十九日法要 ●納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ●生命共済(保険)金交付申請 ●遺産・債務の把握 ●相続人の確認
4 か 月	<ul style="list-style-type: none"> ●形見分け 	<ul style="list-style-type: none"> ●相続の放棄(3か月以内)または 限定承認を家庭裁判所に申述
10 か 月 以 内	<ul style="list-style-type: none"> ●遺産や債務の確定 	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税の申告・納付(準確定申告)
	<ul style="list-style-type: none"> ●遺産の評価・鑑定 ●農業承継の検討 ●遺産の分割協議と協議書の作成 ●不動産の所有権移転登記 ●預貯金・株式などの名義変更、換金処分 	<ul style="list-style-type: none"> ●納税猶予の申告 ●相続税の申告・納付

【注】上記の葬祭スケジュールについては、主に仏式の場合の例です。



●さらに詳しくお知りになりたい方は、下記代理店にご相談ください。

遺言信託 代理店

福島さくら農業協同組合

当代理店が行う遺言信託代理業務は契約締結の媒介です。

2022年4月1日 現在